

第 16 回 庁 議 要 旨

日 時：平成 22 年 8 月 23 日（月）

午前 9 時

会 場：庁議室

【審議事項】

1 石巻市国土利用計画策定方針について（企画部総合政策課）

石巻市国土利用計画は、市域の土地利用に関し、行政上の指針となるとともに、民間の諸活動に対しては、あるべき方向を明らかにするものであり、市民の福祉を優先させるという原則に立ち、自然環境の保全と市域の均衡ある発展を図ることを基本として、将来の土地利用のあり方について定めるものである。

(1) 主な内容

- ア 目標年次 平成 22 年を基準年次とし、平成 37 年を目標年次とする。
- イ 策定期間 平成 24 年 3 月中の策定（議会の議決）を目標とする。
- ウ 構 成 (ア) 国土利用の基本理念 (イ) 国土利用の現状と課題
(ウ) 国土の利用に関する基本構想 (エ) 国土利用の将来目標
(オ) 目標達成のために必要な措置の概要

(2) 今後の予定

- ア 平成 23 年 10 月～11 月 国土利用計画の素案について地元説明会の実施
- イ 平成 23 年 10 月～11 月 国土利用計画の素案についてパブリックコメントの募集
- ウ 平成 24 年 3 月 議会の議決を受け、本市の国土利用計画が正式決定

2 定住自立圏の形成について（企画部総合政策課）

定住自立圏を形成するために、石巻市と東松島市及び石巻市と女川町が締結する「定住自立圏形成に関する協定書」について、石巻市定住自立圏形成協定の議決に関する条例に基づき議会の議決を得る。

また、定住自立圏の形成に必要な取組み等について、石巻圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会を設置し、定住自立圏共生ビジョンを策定する。

(1) 主な内容

- ア 定住自立圏の形成に関する協定書（案）について
本市と東松島市又は女川町が相互に役割を分担し、定住に必要な都市機能や生活機能の確保及びその充実を図るとともに、自立に必要な経済基盤の整備を促進することにより、魅力あふれる定住自立圏を形成することを目的とする。
- イ 石巻圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会について
(ア) 所掌事務：石巻圏域定住自立圏共生ビジョンの策定（変更を含む。）のための審議を行う。
(イ) 組 織：委員は、定住自立圏形成に関する協定書に関連する分野の関係者等（2 市 1 町）の中から、30 人以内とする。
(ウ) 任 期：2 年

(2) 今後の予定

- ア 定住自立圏の形成に関する協定書の議決：平成 22 年 9 月末（9 月定例会）
- イ 石巻圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱の制定（10 月中旬）
- ウ 石巻圏域定住自立圏共生ビジョンの策定：平成 23 年 3 月末予定

3 地域自治システムアドバイザーの設置について（企画部市民協働推進課）

地域課題の洗い出しとその解決に向けて、地域住民が主体的に取り組むための住民自治活動や、市民と行政との協働による新しい地域づくりに対する理解を高めるため、専門的な知識と経験を有する者から助言や提言などを受ける。

(1) 主な業務内容

- ア 市民協働及び住民自治組織活動の推進に関する助言、提言、調査及び研究に関すること。
- イ 地域自治システムに関すること。

導入時期：平成23年4月1日

導入期間：平成23年4月1日から平成28年3月31日（5カ年）

イ 指定管理者候補の選定方法

非公募とする（指定管理者候補先：特定非営利活動法人石巻市体育協会）

ウ 利用料金制度について

地方自治法第244条の2の規定に基づく「利用料金制度」を採用する。

(2) 今後の予定

石巻市総合体育館条例の改正（平成23年4月1日施行予定）：市議会第3回定例会に提案予定

指定管理者の指定、債務負担行為の設定：市議会第4回定例会に提案予定

【報告事項】

1 職員給与に関するチェック・オフの適正化について（総務部人事課）

地方公務員の給与は、条例の根拠なくチェック・オフ（地方公共団体の会計機関が職員に直接給与を支給する以前にその一部を控除すること）を行うことは禁じられている。

今般、平成22年5月20日付け総行公第55号で総務大臣政務官から「チェック・オフの適正化」についての通知があったことから、チェック・オフの適正な実施に向け、関係条例の整備をする。

(1) 主な内容

石巻市職員の給与に関する条例第37条の次に「給与からの控除」の1条を加え、チェック・オフ項目について明記した。

(2) 今後の予定

石巻市職員の給与に関する条例の一部改正（公布の日から施行）：市議会第3回定例会に提案予定

2 石巻市競争入札審査委員会等構成委員の一部見直しについて（総務部管財課）

石巻市入札制度検討委員会では、より効果的、効率的な入札審査を促進するため、入札審査委員会の組織の見直しを検討し、併せて同委員会ほか庁内の入札・契約関係3審査機関についても、組織の見直しを検討してきた。この度、その検討結果を踏まえ、関係要綱の改正を行うこととした。

(1) 主な内容

ア 改正する要綱

「石巻市公正入札調査委員会設置要綱」「石巻市入札制度検討委員会設置要綱」「石巻市競争入札審査委員会設置要綱」「石巻市公共工事損害補償要綱」

イ 改正内容

上記の各要綱に定められた委員会の委員から財政課長及び管財課長を削除する。

(ア) 財政課長にあっては、入札審査委員会等において審議に付する建設工事等入札案件について予算編成時に財政措置として関与しており、その職務上、入札・契約に関わる立場にないことから委員を解任するもの。

(イ) 管財課長にあっては、複雑・多様化する入札・契約制度に対応できる委員会運営を確保するため、所管課長として事務局に籍を置くべきものとして委員を解任するもの。

(2) 今後の予定 関係要綱の改正：平成22年8月24日施行予定

3 市民会館の利用予約停止に伴う教育委員会所管施設の利用サービス拡大について

（教育委員会教育総務課）

市民会館が平成23年3月14日以降のホール施設の利用分についての受付が停止となるとともに石巻文化センターも平成23年6月から平成24年3月まで休館となることから、これに対応し、遊楽館文化ホール及び河北総合センターアリーナ及び文化交流ホールの使用許可申請期間を拡大し、利用サービスの向上を図る。

(1) 主な内容

石巻市民会館が行っていた利用許可申請期間「1年前から10日前まで」に合わせて、「遊楽館文化ホール」及び「河北総合センターアリーナ及び文化交流ホール」の使用許可申請期間に係る関係規

則を改正したもの。

- (1) 石巻市多目的ふれあい交流施設管理規則
使用許可申請期間〔文化ホール〕
（現行）使用日の1年前（該当日の属する月の初日）から1箇月前まで
（改正）使用日の1年前（該当日の属する月の初日）から10日前まで
- (2) 石巻市河北総合センター条例施行規則
使用許可申請期間
（現行）〔全施設〕
使用しようとする日の6月前から7日前まで
（改正）〔アリーナ及び文化交流ホール〕
使用しようとする日の1年前（該当日の属する月の初日）から10日前まで
〔その他施設〕
使用しようとする日の6月前（該当日の属する月の初日）から3日前まで
- (2) 今後の予定
ア 石巻市多目的ふれあい交流施設管理規則の一部を改正する規則：平成22年9月1日施行
イ 石巻市河北総合センター条例施行規則の一部を改正する規則：平成22年9月1日施行

4 学校給食費の未納対策について（教育委員会学校管理課）

給食費の滞納については、各学校と教育委員会が一体となり、滞納金額の縮減に努めている状況にあるが、再三の督促と納付指導に応じない滞納者について、学校給食費の保護者負担における公平性と公正性の確保及び未納解消のため、簡易裁判所へ支払の督促を行った。

- (1) 主な内容
ア 債務者A
訴えの提起に基づき7月14日に口頭弁論が開催されたが、債務者が欠席したため、石巻簡易裁判所から「和解に代わる決定」の判決が出され、8月5日付けで判決が確定した。
イ 債務者B
支払督促申立に対して異議の申し出がなく、6月23日に仮執行宣言の申立を行った結果、これに対して異議の申立があり、今後の訴訟手続きに必要な「訴えの提起」を行うもの。
- (2) 今後の予定
市議会第3回定例会において、「和解」についての報告及び「訴えの提起」について提案予定

5 第1回石巻ふれあいマラソン大会の開催について（教育委員会体育振興課）

石巻シーサイドマラソン大会は石巻小学校を会場に開催されてきたが、会場・コース・交通規制・駐車場等で種々の問題が生じており、参加者への対応が限界にきている状況であったため、会場を石巻市総合運動公園に移行して開催する。

また、会場の移行と併せて大会名称についても検討した結果、「石巻ふれあいマラソン大会」に決定したものである。

- (1) 主 催：石巻市、石巻市教育委員会、NPO 法人石巻市体育協会、河北新報社、
（財）石巻市文化スポーツ振興公社
- (2) 主 管：石巻ふれあいマラソン大会実行委員会
- (3) 会 場：石巻市総合運動公園
- (4) 期 日：平成22年11月28日（日） 午前9時00分：開会式

【その他】

1 北上川フェア2010の実施について（建設部河川港湾対策室）

- (1) 日 時：平成22年8月29日（日）午前10時～午後3時
- (2) 場 所：内海橋上流右岸堤防、住吉公園前船着場、北上運河
- (3) 内 容：野点、まちなか市長室、昭和の遊び、若宮丸展示、各種パネル展等

以上